

企業立地等促進事業

1. 固定資産税の課税免除と不均一課税

[対象地域]

町内の「準工業地域」、「工業地域」及び「工業専用地域」

[適用期限]

平成26年1月1日から平成31年3月31日(5年3ヶ月間)※期限までに立地し、操業することが必要です。

[対象となる立地]

- 1 新設
町内に事業所を有しない企業が新たな固定資産を取得等(償却資産のみの取得または賃借を除く。)して、事業所を設置して操業を開始すること。
- 2 移設
町内に事業所を有する企業が事業拡大を図る目的で、既存の事業所を町内の別の地域に移転し、操業を開始すること。
- 3 増設
町内に事業所を有する企業が事業拡大を図る目的で、新たな固定資産を取得等(償却資産のみの取得または賃借を除く。)して、事業所を設置して操業を開始すること。

[投下資本額]

- ・町外から新たに町内に立地する企業、投下資本額3億円以上(土地の取得を伴わない場合1億5,000万円以上)、中小企業者においては5,000万円以上
- ・町内において継続して5年以上事業を行い、かつ町内で事業拡大を図ることを目的とする企業、投下資本額1億円以上(土地の取得を伴わない場合5,000万円以上)、中小企業者においては2,000万円以上

[支援内容]

- 1 南部地区
指定業種(製造業(大分類E)、情報通信業(大分類G)、学術・開発研究機関(中分類71) ※1)・・・固定資産税の不均一課税 当初3年間免除。
2年間(1/2に軽減)(4年目、5年目) <※1 日本標準産業分類で規定する分類>
指定業種以外・・・固定資産税の不均一課税 3年間(1/2に軽減)
- 2 他地域
指定業種なし・・・固定資産税の不均一課税 3年間(1/2に軽減)

2. 工場立地法の特定工場に係る緑地面積率等の軽減措置

国の同意を得て定めた重点促進区域内においては、町独自に緑地面積率等を定め、企業が立地しやすい環境づくりを進めています。

[対象地域]

開成町南部土地区画整理事業地内の「工業専用地域」

[対象となる業種等]

工場立地法で規定する特定工場(業種：製造業、電気・ガス・熱供給業)
規模：敷地面積9,000m²以上、または建築面積3,000m²以上

[支援内容]

緑地面積の敷地面積に対する割合(A) 100分の5以上
環境施設の面積の敷地面積に対する割合※(A)を含む 100分の10以上

問合せ

開成町まちづくり部産業振興課 (0465)84-0317